

利用上の注意

本報告書は、平成13年6月1日現在で実施した「平成13年経済産業省企業活動基本調査」について集計したものである。

企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

I. 企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく経済産業省企業活動基本調査規則（平成4年通商産業省令第56号）によって実施される指定統計調査（指定統計第118号）である。

3. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類D—鉱業、F—製造業、G—電気・ガス・熱供給・水道業（中分類37—熱供給業及び中分類38—水道業を除く。）、I—卸売・小売業、飲食店（中分類61—その他の飲食店を除く。）、J—金融・保険業のうち小分類663—クレジットカード業、割賦金融業及びL—サービス業のうち別表に掲げる業種に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上、かつ資本金又は出資金3千万円以上の会社を調査対象としている。

別表

その他の生活関連サービス業	日本標準産業分類に掲げる細分類7433—写真現像・焼付業並びに細分類7471—葬儀業及び細分類7472—結婚式場業
娯楽業（映画・ビデオ制作業を除く。）	日本標準産業分類に掲げる細分類7663—ゴルフ場及び細分類7672—遊園地
機械・家具等修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類781—機械修理業
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類79—物品賃貸業（レンタル業を除く。）
映画・ビデオ制作業	日本標準産業分類に掲げる細分類8011—映画・ビデオ制作業
情報サービス・調査業	日本標準産業分類に掲げる小分類821—ソフトウェア業及び小分類822—情報処理・提供サービス業
広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類831—広告代理業
専門サービス業	日本標準産業分類に掲げる細分類8481—個人教授所のうち外国語会話教室及びカルチャーセンター、細分類8483—フィットネスクラブ及び細分類8499—他に分類されない専門サービス業のうちエンジニアリング業

4. 調査期日及び期間

(1) 平成13年調査の調査期日は平成13年6月1日現在である。

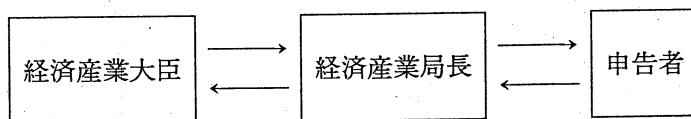
(2) 調査期間は、原則として平成12年度（平成12年4月1日から平成13年3月31日まで）の1年間である。

5. 調査事項（詳細は巻末「調査票」参照。）

- (1) 企業の名称及び所在地
- (2) 資本金額又は出資金額
- (3) 企業の設立形態及び設立時期
- (4) 企業の決算月
- (5) 事業組織及び従業者数
- (6) 親会社、子会社・関連会社の状況
- (7) 資産・負債及び資本並びに投資
- (8) 事業内容
- (9) 企業間の取引及び海外取引
- (10) 事業の外注状況
- (11) 研究開発
- (12) 技術の所有及び取引状況
- (13) 情報化の状況
- (14) 企業経営の方向

6. 調査方法

調査方法は、申告者の自計申告方式により、次の調査経路に従って、郵送にて調査を実施した。



7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「平成13年企業活動基本調査速報」として公表したほか、確報として平成13年企業活動基本調査報告書「第1巻 総合統計表」「第2巻 事業多角化等統計表」「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

本報告書（第1巻 総合統計表）は、「5. 調査事項」のうち、「(6)親会社、子会社・関連会社の状況」、「(9)企業間の取引及び海外取引」及び「(10)事業の外注状況」以外の事項について、集計したものである。

II. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、製造業については一部分類を統合し、一般機械器具製造業には、武器製造業が含まれている。

また、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業、各種商品小売業及び各種物品賃貸業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この3つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、一般機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣

服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに、「総合リース業」は産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業などに分類されている。

(2) 企業の産業の決定方法

- 1) 本調査では、企業の売上高を、企業で生産し販売する①鉱產品の販売、②製造品の販売、③製造品の加工賃収入と、他の企業から商品を仕入れて販売する④卸売・小売、飲食店の売上、⑤サービス事業収入、①～⑤以外の⑥その他の事業収入に分けて、それぞれ詳細に調べており、これらを大分類ごとに合算し、最も販売額の大きいもので大分類（鉱業、製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、その他産業）を決定している。
- 2) その大分類の中において、売上高の最も高い販売品目で産業（小分類）を決定した。

(3) 産業という用語の使い方

本調査の報告書における「産業」という用語の使い方は2通りあり、企業の主力業種の販売額によって産業を決め、鉱業企業、製造企業、卸売企業、小売企業、電気・ガス企業、クレジットカード業・割賦金融企業、サービス企業を比較する場合には、○○企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳を見る場合には、○○製造業、○○卸売業、○○小売業、○○業という。なお、カルチャーセンター、フィットネスクラブ及び外国語会話教室を総称して個人教授所という用語を用いている。

(4) 産業分類及びその事業活動例示については、巻末の付録「企業活動基本調査業種分類表」を参照のこと。

なお、概況の図の中では、以下の略称を用いている。

業種分類名	略 称	業種分類名	略 称
鉱業	鉱	再生資源卸売業	再生卸
食料品製造業	食料	衣服・身の回り品卸売業	衣服卸
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	農畜産物・水産物卸売業	農水卸
繊維工業	織	食料・飲料卸売業	食料卸
衣類・その他の繊維製品製造業	衣	医薬品・化粧品等卸売業	医薬卸
木材・木製品製造業(家具を除く)	木	家具・建具・じゅう器等卸売業	家具卸
家具・装備品製造業	家	その他の卸売業	他 卸
パルプ・紙・紙加工品製造業	紙	代理商・仲立業	代理
出版・印刷・同関連産業	出		
化学工業	化	織物・衣服・身の回り品小売業	衣服小
石油製品・石炭製品製造業	石	飲食料品小売業	食料小
プラスチック製品製造業	塑	自動車・自転車小売業	自動小
ゴム製品製造業	ゴ	家具・建具・じゅう器小売業	家具小
なめし革・同製品・毛皮製造業	皮	家庭用機械器具小売業	機械小
窯業・土石製品製造業	窯	医薬品・化粧品小売業	医薬小
鉄鋼業	鐵	燃料小売業	燃料小
非鉄金属製造業	非金	その他の小売業	他小売
金属製品製造業	金		
一般機械器具製造業	一電	電気・ガス業	電気ガス
電気機械器具製造業	輸	クレジットカード業・割賦金融業	クレジット
輸送用機械器具製造業	精	写真現像・焼付業	写真現像
精密機械器具製造業	他	冠婚葬祭業(互助会を除く)	冠婚葬祭
その他の製造業	製	ゴルフ場	ゴルフ
		遊園地(テーマパークを含む)	遊園地
繊維品卸売業	繊維卸	機械修理業	機械修理
化学製品卸売業	化学卸	物品賃貸業(リース業)	物品賃貸
鉱物・金属材料卸売業	鉱物卸	映画・ビデオ制作業	映画制作
一般機械器具卸売業	一般卸	情報処理・提供サービス業・ソフトウェア業	情報処理ソフトウェア
自動車卸売業	自動車卸	広告代理業	広告代理
電気機械器具卸売業	電気卸	エンジニアリング業	エンジニア
その他の機械器具卸売業	他機械卸	個人教授所	個人教授
建築材料卸売業	建材卸		

(5) 統計表の「合計」は、商鉱工業（鉱業、製造業、卸売・小売業、飲食店の計）、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業及びサービス業（その他のサービス業を除く）の計。サービス業（その他のサービス業を除く）は写真現像・焼付業、冠婚葬祭業（互助会を除く）、ゴルフ場、遊園地（テーマパークを含む）、機械修理業、物品賃貸業（リース業）、映画・ビデオ制作業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、エンジニアリング業、個人教授所の計である。

2. 統計表及び集計項目の説明

- (1) 「従業者数」は、平成12年度末の数である。
 - 1) 「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用者と平成12年度末又は最寄りの時点の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた雇用者）をいう。
 - 2) 「パート従業者」とは、正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、常時従業者のうち一般の社員より所定労働時間が短い労働者に該当する者をいう。
 - 3) 「他企業等への出向者」とは、主として出向元企業で給与を支払っている子会社・関連会社などへの出向者をいう。
 - 4) 「臨時・日雇雇用者」とは、1か月以内の期間を定めて雇用されている者及び日々雇入れられている者をいう。
 - 5) 「(受入れ) 派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま、派遣先の企業との契約のもとに、派遣先の企業の指揮命令を受けて、業務に従事する従業者をいう。
 - 6) 従業者規模別統計表は、常時従業者数によって区分している。
- (2) 「事業所数」は、平成12年度末の数である。
 - 1) 「本社・本店」とは、企業の事業全体を管理、統括、運営している事業所をいう。登記簿上と実際の本社の所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有している事業所（場所）を本社・本店としている。
 - 2) 本社機能部門の定義は次のとおりである。

調査・企画部門	事業、製品、商品の企画・立案や市場調査などを行っている部門
情報処理部門	システム設計、プログラム作成、オペレーション、計算処理、キーパンチなどを正在行っている部門
研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門
国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
その他の部門	上記以外の本社・本店の総務、経理、人事などを行っている部門
 - 3) 現業部門の定義は次のとおりである。

鉱山事業部門	本社・本店の同一敷地内において、鉱業事業を行っている部門
製造事業部門	本社・本店の同一敷地内において、製造事業を行っている部門
商業事業部門	本社・本店において卸売・小売を行っている営業部門、販売部門
飲食店部門	本社・本店の同一敷地内において、料理、その他の食料品を飲食させる部門
サービス事業部門	本社・本店の同一敷地内において、サービス事業を行っている部門
電気・ガス事業部門	電気事業法、ガス事業法の適用を受ける事業に関わる本社・本店の同一敷地内において、電気事業、ガス事業を行っている部門

クレジットカード・割賦金融事業部門 本社・本店の同一敷地内において、クレジットカード・割賦金融事業を行っている部門

その他の部門 本社・本店の同一敷地内における上記以外の現業（農林水産業、建設業、運輸・通信業、不動産業等）部門

4) 「本社・本店」以外の事業所において、同一敷地内で複数の事業活動を行っている場合は、主たる事業活動によって区分している。

5) 「海外の事業所」とは、海外の支社、駐在所等をいい、海外現地子会社など別法人のものは含まない。

(3) 企業の設立形態は以下の区分による。

合併 2つ以上の企業が合併して、新たに設立されたもの。

分割 1つの企業が2つ以上の企業に実質的に分割されて、新たな社名で設立されたもの。

企業組織の変更 有限会社が株式会社に変更するなど企業組織の変更によって、新たに設立されたもの。

新たに設立 合併、分割又は企業組織の変更以外の理由（新規事業の創設等）により新設されたもの。

その他 上記以外の理由によるもの

(4) 「売上高」の区分は次のとおりである。

鉱產品 自社で産出し、販売した鉱產品の売上高

製造品 自社で生産し、販売した製造品の売上高であり、他企業に原材料、半製品、部品を支給して製造させた委託生産品の売上高及び加工賃収入額を含んでいる。

卸売・小売・飲食店 他企業から商品を仕入れて、加工せずにそのまま他企業又は一般消費者に販売した金額及び飲食店における売上高

電気・ガス事業 電気又はガスを供給する事業による収入額

クレジットカード・割賦金融事業 クレジットカード事業、割賦金融事業による収入額

サービス事業 サービスを提供する事業による収入額

その他の事業 上記以外の農林水産業、建設業、運輸・通信業、不動産業などの事業による収入額

(5) 営業費用等の内訳は次のとおりである。

売上原価 売上高に対応する原価（製造に要した材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高等の原価
販売費・一般管理費 販売業務、一般管理業務に関して発生する費用

広告宣伝費 販売促進のための新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告媒体による宣伝、イベント等の費用

情報処理・通信費 コンピュータによる情報処理やデータ通信等の専門部署における情報処理費用と電報、電話、郵便等の通信費用。ただし、電子計算機の買い取りの場合の減価償却費は除く。

賃借料 土地、建物、鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械などの賃借料。ただし、コンピュータの賃借料は、上記「情報処理・通信費」に含まれる。

土地・建物 土地、建物の賃借料

給与総額 平成12年度1年間に支給された給与額又は支給されるべき給与額（基本給、諸手当、期末賞与、退職金など）の総額で、税込みの金額である。

減価償却費 平成12年度1年間に有形固定資産の減価償却として計上された金額

荷造運搬費 鉱產品、製造品、商品の梱包のための荷造材料費、荷造費又は輸送のための運送料などの費用であり、委託費用も含む。

- 租税公課 固定資産税、印紙税等の企業が負担する租税、企業が加入している各種団体の賦課金
- 支払利息・割引料 借入金利息、社債利息、受取手形の割引料等
- 営業外収益 受取利息、受取配当金、有価証券売却益など
- 営業外費用 支払利息・割引料、有価証券売却損などの費用
- 支払リース料 リース契約に基づいて支払った金額。土地、建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含まない。
- (6) 直接輸出額 自社名義で通関手続を行った輸出額
- 直接輸入額 自社名義で通関手続を行った輸入額
- (7) 「経常利益」は、次式による。

$$(営業利益 + 営業外損益) = (売上高 - 売上原価 - 販売費・一般管理費) + (営業外収益 - 営業外費用)$$
- (8) 「付加価値」は、次式による。

$$\text{営業利益} + \text{給与総額} + \text{租税公課} + \text{減価償却費} + \text{賃借料}$$
- (9) 「総資産額」は、平成12年度末の数値である。
- 1) 資産の内訳は次のとおりである。
- 流動資産 現金、預金、受取手形、売掛金、有価証券、棚卸資産、短期貸付金、未収入金、前払費用、繰延税金資産などの流動資産額
 期末製品・商品棚卸高 「年度末」における商品、製品の在庫高の合計金額
- 有形固定資産 建物、構築物、機械装置、土地、建設仮勘定、船舶、航空機などの有形固定資産額
- 無形固定資産 営業権、特許権、商標権、意匠権、借地権、著作権、施設利用権などの無形固定資産額
- 投資等 投資有価証券、子会社株式、出資金、長期貸付金、長期前払費用、繰延税金資産などの資産額
- 繰延資産 新株発行費、社債発行費、開発費、建設利息など
- 2) 負債の内訳は次のとおりである。
- 流動負債 支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、前受金、預り金、繰延税金負債などの流動負債
- 固定負債 社債、長期借入金、引当金(退職引当金、特別修繕引当金等の長期性のもの)、繰延税金負債などの固定負債
- 3) 資本の内訳は次のとおりである。
- 法定準備金 資本準備金(株式払込剰余金、減資差益、合併差益等)、利益準備金
 剰余金(△欠損金) 任意積立金、当期未処分利益、当期未処理損失。土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金を含む。
- (10) 「有形固定資産の当期取得額」は、平成12年度1年間における有形固定資産の購入、自家建設等による取得価額。
 「有形固定資産の当期除却額」は、平成12年度1年間における有形固定資産の売却、除却等による減少額(取得原価)。なお、減価償却費は含まない。

(11) 子会社・関連会社及び外資系企業

1) 子会社及び関連会社

「子会社」とは、企業が発行済株式総数、資本金又は出資金の50%を超えて出資している会社をいう。

「関連会社」とは、企業が発行済株式総数、資本金又は出資金の20%以上50%以下を出資している会社をいう。なお、関連会社数は複数の企業から出資を受けている場合、重複している。

2) 外資系企業とは、企業の発行済株式総数若しくは出資金額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合が1／3を超える企業をいう。

3) 「資本形態別」とは、単独企業と資本系列企業（親会社、子会社、関連会社のいずれかに当たる企業、外資系企業を含む）による経営形態別区分をいう。

(12) 「国内関係会社（子会社、関連会社及び親会社）への投融資残高」とは、国内の関係会社への出資金、関係会社の株式・社債、関係会社への長期貸付金などの合計をいう。

「海外関係会社への投融資残高」とは、海外にある関係会社への出資金、関係会社の株式、社債、関係会社への長期貸付金などの合計をいう。

(13) 研究開発費

1) 「自社研究開発費」とは、自社のための研究開発に係る人件費、原材料費、研究開発に係る有形固定資産の減価償却費、光熱費、消耗品費等の経費の総額をいう。

なお平成8年度までは、研究開発に係る有形固定資産の購入費を含んだ数値である。

2) 「委託研究開発費」とは、他の企業に委託した研究開発費の総額をいう。

3) 「受託研究費」とは、他の企業から研究費として受け入れた総額をいう。

「有形固定資産のうち研究開発関連当期取得額」とは、有形固定資産の当期取得額のうち、研究開発関連の有形固定資産の購入、自家建設等による取得額をいう。

(14) 技術の所有及び取引

1) 特許権等の「所有しているもの」とは、平成12年度末現在で、登録料等を継続的に支払っている件数。

「うち使用しているもの」とは、自社所有のうち、他社への供与を含め、平成12年度末現在、使用している件数をいう。

「うち、自社開発のもの」とは、自社所有のうち、他社への供与も含め、使用している件数のうち、自社で開発した件数をいう。

2) 特許権等の定義は次のとおりである。

特許権 発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの

実用新案権 物品の形状、構造、組み合せの考案であり、実用新案法に従って登録したもの

意匠権 物品の形状、模様、色彩についての美感をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの

3) 「技術取引」とは、内外企業との間に、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウや技術指導などの技術の受け入れ、技術の提供をいう。

「導入件数」及び「供与件数」とは、有償・無償の対価を問わず、平成12年度1年間における技術取引の契約の成立した総件数をいう。

「支払金額」及び「受取金額」とは、新規、継続を問わず、平成12年度1年間において、対価の受け取り、対価の支払を行った金額の総額をいう。

(15) 情報化の状況

- 1) 「コンピュータ・ネットワーク」とは、企業内または他の企業（複数の企業を含む）の複数のコンピュータ、もしくは1台の超大型機と多数の端末機をそれぞれ通信回線（特定、公衆、私設）等で結び、情報処理、データ交換、電子メールなど効率的な情報交換を行うシステムをいう。
- 2) 「電子商取引（e-コマース）」とは、商取引（企業の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としての物品、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為）のうち一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていることをいう。

(16) 企業経営の方向

- 1) 「ストックオプション制度」とは、あらかじめ決められた価格で企業の従業員、役員が自社株を取得できる権利をいう。
- 2) 「持株会社」とは、他社の株式を投資のためになく事業活動を支配するために所有している会社で、自らは事業を営まない経営形態をいう。

(17) 海外の各地域に属する国については、付録の国分類表（地域を含む。）を参照のこと。

(18) 地域に関する統計表

- 1) 企業の本社・本店の所在地によって集計したものである。登記簿上と実際の本社の所在地が異なる企業については、実際に本社機能を有している場所を本社所在地としている。
- 2) 地域の区分は次のとおりである。

北海道経済産業局 北海道

東北経済産業局 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東経済産業局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県

中部経済産業局 愛知県、岐阜県、三重県、石川県、富山県

近畿経済産業局 福井県、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山县

中国経済産業局 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国経済産業局 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州経済産業局 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄経済産業部 沖縄県

3. 記号及び注記

- (1) 統計表中の記号、「-」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満のもの。
また、「x」は1又は2の企業に関する数字であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。なお、この秘匿によってもxが算出される恐れがあるものについては、企業数が3以上でも秘匿した箇所がある。
- (2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。また、金額は原則として百万円単位で表章している。
- (3) 平成10年調査より、一般飲食店を有する企業を調査対象とした。
平成13年調査より、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、サービス業（I. 3. 調査の範囲の別表に掲げる業種）に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
- (4) 平成10年調査より、「企業間の取引及び海外取引」のうち海外の地域別、商品類別取引額は直接輸出額、直接輸入額の数値である。

4. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成13年経済産業省企業活動基本調査報告書」による旨を記載してください。

5. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室あてに御連絡ください。

郵便番号100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1511（代表） 内線2904

03-3501-1831（直通）

資料掲載（インターネット）

<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>